

	新潟市教育委員会 平成20年 5月 定例会会議録			
日 時	平成20年 5月15日(木) 午後2時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長		欠席委員	
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (21名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	市 橋 浩	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	生 涯 学 習 課 長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	逢 坂 健 太 郎
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 敏 江
	事 務 局 参 事	大 科 俊 夫	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	中 央 図 書 館 長	八 木 秀 夫	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	梅 津 玲 子
	生 涯 学 習 セ ン タ ー 次 長	近 藤 敬	中 央 図 書 館 課 長 企 画 管 理 課 長	渡 辺 光 代
	教 育 総 務 課 長	川 瀬 正 之	歴 史 文 化 課	倉 地 一 則
	学 務 課 長	朝 妻 厚 雄	教 育 総 務 課 長 補 佐	和 田 明 彦
	施 設 課 長	神 田 健 一	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	岩 本 正 雄
			教 育 総 務 課 主 査	杉 本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 2時00分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (4件)	議案番号	件 名
	議案第 7号	教職員の懲戒処分の基準について
	議案第 8号	平成21年度使用新潟市立小学校及び特別支援学校 小学部用教科用図書並びに一般図書（特別支援学 校・学級用）の選定について（諮問）
	議案第 9号	第19期 新潟市文化財保護審議会委員の委嘱につ いて
	議案第10号	職員の人事措置について
報告 (4件)	記 号	件 名
		新潟市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
		岩室小ふれあいキッズ（仮称）の実施について
		国による有形文化財（建造物）の登録について
		新潟市教科用図書選定委員会委員の委嘱について
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後2時開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 小池委員，田中委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 第2の付議事件に入ります。議案第7号ですが，教職員の懲戒処分の基準についてです。

○教職員課長 教職員課でございます。

懲戒処分の基準案について説明いたします。飲酒運転等の違法行為，または全体の奉仕者にふさわしくない非行等に対しまして，これまで新潟市教育委員会としましては，県教育委員会が定めた懲戒処分の基準に準じて，厳正に対処してまいりました。しかし懲戒審査会のメンバーの中からも，政令市新潟市としての懲戒処分の基準を定める必要があるのではないかという意見が出され，昨年来検討を重ねてまいりましたが，今年度に入ってから，立て続けに懲戒処分事案が発生していることもあり，これまで以上に教職員の綱紀の保持を図り，非違行為を未然に防止するためにも，早急に作成する必要があると考え，当課で原案を作成いたしました。

5月12日に開催されました懲戒審査会での意見を受け，原案を修正したものがお手元の懲戒処分の基準案でございます。ではその内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず構成であります。大きく4つの構成からなり，1枚目上段の第1項目の中では基本事項として，処分量定に関する基本的な考えを述べております。そのページの下段の第2項目では，処分の標準例が1の一般服務関係から3枚目の6監督責任関係まで，具体的な事例を挙げながら，標準的な処分量定を定めております。ただし3枚目4の交通事故・交通法規違反関係につきましては，4枚目標準例一覧の最後にあります別表としてまとめてございます。そして3枚目の裏側には第3項目として，懲戒処分等の公表基準が定めてあり，最後の第4項目には

適用範囲等が示されております。

以上のような構成となっておりますが、処分対象がごく一部を除けば、県費負担教職員であることから、具体的な処分基準の中身につきましては、平成 19 年 6 月 19 日制定の新潟県教育委員会の懲戒処分の基準と同様でございます。

最後の適用に示されていますとおり、処分対象となっている教職員を小学校・中学校・特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、いわゆる県費負担教職員と幼稚園・市立高等学校の校園長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手と限定しております。なお用務員、給食調理員、栄養士などの市費支弁職員は対象から外れております。

3 枚目の裏側の公表基準につきましては、新潟市教育委員会の懲戒処分等の公表基準を適用しており、これまでもこの公表基準に添って懲戒免職に該当する場合は、教職員の所属、氏名を公表してまいりました。つきましては、この基準を制定後、速やかに各学校園に通知し、全教職員に周知して、教育公務員としての自覚を促すなど、今後市民の疑惑や不信を招くことのないよう、教職員の指導に努めてまいります。ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

今日いただいたばかりで、審議の内容は要するにこういうものを決めたいということについてはよく分かりましたけれども、中身については少し説明をしてもらわないと分かりません。県と全く同じわけですか。

○教職員課長

そうでございます。

○高山委員

今、ごく一部を除いてとおっしゃいましたね。そのごく一部というのは何ですか。

○教職員課長

私ごく一部と申しましたのは、処分対象がごく一部を除けば県費負担教職員とご説明いたしました。つまり先ほど申しましたように、市立幼稚園の職員は市費職員なのですが、しかしこの教職員でありますので、この基準に添って処分いたしますということでございます。

○委員長

扱いについては同じだと。

○教職員課長

そうでございます。

○委員長

市費負担の教職員も扱いについては同じだと。ただし給食調理員、用務員等については、教育委員会の処分基準にはならないということですね。

○教職員課長

そのとおりでございます。

○委員長

県と同じだということで、ではなぜ市で定めたのかという辺

りが、少しよく分からないのですが、今後少し変わっていきそうだということがあるのでしょうか。

○教職員課長

先ほど申しましたように、この基準は、県は昨年6月に出したもののなのです。新潟市におきましても、それ以前は、例えば交通違反、事故の人事措置基準であるとか、わいせつ行為等に関する懲戒処分基準、それから体罰にかかる人事措置基準などを定めて、各校にはその都度通知してまいりましたが、このような形で、より具体的に今までは示していなかったものから、その必要があるだろうと判断いたしまして作成しました。

○委員長

県費負担教職員が中心になりますので、県の基準と併せているということで見ればいいわけですね。そしてそれを広く該当する教職員に示して、注意を喚起するというのでしょうか。

○教職員課長

そうでございます。

○委員長

何かほかにご質問ございますか。

それでは教職員の懲戒処分の基準について終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

それでは議案第8号ですが、平成21年度使用新潟市立小学校及び特別支援学校小学部用教科用図書並びに一般図書の選定についてです。一般図書については特別支援学校・学級用ということでございます。それでは学校支援課長お願いします。

○学校支援課長

よろしくお願いたします。議案第8号でございます。

平成21年度使用新潟市立小学校及び特別支援学校小学部用教科用図書並びに一般図書（特別支援学校・学級用）の選定の諮問についてご説明いたします。

このたび新潟市教科用図書選定委員会に対しまして、平成21年度使用の新潟市立小学校及び特別支援学校小学部用教科用図書並びに一般図書の選定に関しまして、資料に記載する基準により選定を諮問することといたしたく、その内容についてお諮りするものでございます。選定の基準といたしましては、お手元の資料に記載いたします三つをその基準として掲げております。

まず選定の基準の一つ目でございますが、選定は学習指導要領の目標や内容等を十分踏まえて行われること。二つ目は新潟市における学校教育の課題や重点を各教科の面から明確にとらえ、これに最もよく対応できる教科用図書であること。三つ目は新潟県教育委員会が提供する「教科用図書研究資料」を基に、内容の選択、扱い方、程度、表現等の観点から比較研究を行い、

各教科用図書の特長が明瞭になるような調査研究一覧表を作成することとしております。

以上の三つの基準により、新潟市教科用図書選定委員会に選定を諮問いたしたく、皆様にお諮り申し上げるものでございます。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○委員長

いかがでしょうか。これは前にもお聞きしたのですが、教科書は全く変わっていないのですが、今までと全く同じ手続き、回数で選定委員会を持つのですか。

○学校支援課長

今ほど話がありましたように、教科書の中身は変わっておりません。手続き上のことがございますので、選定委員会につきましては、前回のものを基にしながら進めていきたいと考えております。

○委員長

前回のものを基にというのは。

○学校支援課長

専門調査委員会といいますか、それぞれ教科ごとに分かれて審議をし、それが選定委員会の方にあがっていくと。

○委員長

手順としては今までと同じようにやっていくということですね。分かりました。

何かご意見等ありませんか。

○小池委員

基準の3番目のところに、県教育委員会が提供する資料を基に各教科書の特長が明瞭になるように調査研究一覧表を作成することと書いていますが、今回改めて作成してもらおうということですか。

○学校支援課長

前回、平成16年度のものもございますので、その辺のところもまた参考にさせていただきながらという形になっていくと思います。

○小池委員

当然ながら教科書が変わっていなければそういうことになるかと思うのですが、そうすると基準にまた、作成することと入っているということは、何か少し矛盾をするのではないかという気がするのですが、その辺はどのように解釈したらよろしいのでしょうか。

○学校支援課長

この基準の中身につきましては、県の方から出されている通知を基にしながら、この基準というものを作ってきております。前回についても同じような形で進めておりますので、特長が明瞭になるような一覧表につきましては、前回のものを参考にしながら、今回のものをという形で進めてまいりたいと考えております。

○委員長

よろしいですか。

○高山委員

特別選定委員というのは、メンバーは替わらないわけでしょ

うか。

○学校支援課長

選定委員につきましては、4年前でございますので、それぞれお願いするところについてはお願いしておりますけれども、変わられる方がかなりおられると思います。

○高山委員

そうすると今の小池委員の資料は翌年もう一回作るということですね。新しいメンバーも加わるわけですから。

○学校支援課長

そのような形でございます。平成16年度のものをまた参考にしながらという形で進めてまいりたいと考えております。

○委員長

建前は大変よく分かるのです。メンバーも替わりますし、県のメンバーも替わるわけですから、県から出てくる資料も今までと違うようなものが出てくる可能性もあるわけですが、しかし教科書が同じ、現に学校で使っていて、学校でそれぞれそれぞれについて指導計画を作り、対応してきていて、何か大きな不満があるならば既に出ているだろうけれども、あまりそういうことは聞いていないわけです。

そういう中で、全部踏襲するというものについて、今まで全く同じでいくということについて、少し疑問を感じないわけではありません。しかし教科書問題が非常に微妙なところもありますから、そういう意味でなおさら本年はやはり白紙に返って検討するのですということだろうと私は思うわけですが、十分配慮して進めてください。

では、教科書の選定について終わりたいと思います。

続いて、議案の第9号ですが、新潟市文化財保護審議会委員の委嘱についてお願いします。

○歴史文化課長

歴史文化課でございます。よろしくお願いいたします。

3ページの議案第9号第19期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

新潟市保護審議会につきましては、新潟市文化財保護条例第12条により設置されておまして、その任期は2年となっております。現在の委員につきましては平成20年5月31日、今月末をもちまして任期の満了となります。委員の定数は11人でございます。これまで10人の方に委員を委嘱してまいりました。

現在の委員のうち、平成16年から2期お務めいただきました北方文化博物館の伊藤文吉館長には今期でご退任ということでございますが、ほかの10人の委員の皆様には再任をお願いしたいと考えております。新任の委員につきましては、女性の参画を進めたいということで、お二人の方に新たに委任をお願いしたいと思っております。名簿の上から3人目でございますが、

有形文化財のうち美術工芸部門で特に近世絵画史に詳しい、新潟市芸術文化振興財団嘱託で、元中野邸美術館学芸員を務められました岩田多佳子さんと名簿から下から二人目でございますが、記念物のうちで火山や石油などの地質鉱物をご専門の新潟大学教育学部准教授の藤林紀枝さんに委員をお願いしたいと思っております。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長

いかがでしょうか。文化財保護審議会の委員の委嘱についてです。

伊藤文吉さんの代わりというのは岩田さんですか。

○歴史文化課長

伊藤文吉さんにつきましては、文化財の所有者といえますが、文化財全般ということでお入りいただいたわけでありませぬけれども、このたびご退任ということで、直接専門分野を岩田さんが引き継ぎということではございませぬが、新潟市の指定文化財の中で美術工芸品が非常におおございますから、今まで美術工芸品を川村先生にお一人をお願いしてきたわけでございますけれども、特に近世の絵画史で五十嵐俊明とか、そういう軸物に詳しい岩田さんにもお願いしたいということでございます。

○委員長

これまでも何度か話が出ているのだらうと思うのですが、近藤忠造さんは26年ということで、替わる人がいないということなのでしょうか。

○歴史文化課長

近藤忠造会長でございますけれども、通算26年ということで、大変長くなっております。近藤先生は県教委の文化行政課に勤められた経験もございまして、県の文化財保護審議会も長らく歴任されております。新潟市では合併前から文化財保護審議会の会長をお願いしているところでございます。平成17年の新市の合併に伴いまして、旧新潟市の文化財は当時40件ございましたが、合併によりまして265件と増加しております。合併で継承した200件を超える旧市町村の指定文化財の研究調査とその取扱いというものが懸案になってございまして、近藤会長のご指導の下、調査と今後の取扱いについて検討を進めているところでございますので、今一期お願いしまして指導を受けたいということでございます。

○委員長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続いて第10号は人事案件ですので、会議終了後に審議いたします。

第4 報 告

○委員長

第3の報告に入ります。新潟市スポーツ進行審議会委員の委

嘱についてです。

○教育総務課長

それでは新潟市スポーツ振興審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。資料は6ページから9ページにかけてです。平成20年4月1日付の法律条例等の改正で、スポーツ振興審議会委員の委嘱は教育委員会の付議案件ではなくなりましたが、スポーツ振興法第18条第5項におきまして、市長がスポーツ振興審議会委員の委嘱を行う場合には、教育委員会の意見を聞くことになっております。市長への意見につきましては、教育長への委任事務でありますので、今回の教育委員会への結果報告を行うものであります。4月1日付で市長より示されました3委員につきまして、4月16日付で適当な人選であると市長宛に回答いたしております。以上ご報告申し上げます。

○委員長

よろしいでしょうか。これは宛の方が変わったということですね。体育連盟の会長が佐藤さんから下川さんに代わったと。

○教育総務課長

はい、宛職の方が移動等で辞任を提出しておりますので、その代わりの方ということでございます。

○委員長

ではよろしいでしょうか。

○高山委員

前回もお聞きしたと思うのですが、8番の宮川さんはバドミントン協会の会長なのです。その下にスポーツ団体関係者でまとめてあるのです。この方が学識経験者の中に入っている。理由はなんでしたかね。

○教育総務課長

やはり体育関係の経験者ということで、学識ということで考えておりますが。

○高山委員

その下にバスケットボールとか、サッカーだとか出てくるわけですね。スポーツ団体関係者ということで。なぜバドミントン協会だけなのか、私にはよくわからなかったの、何かあまりはつきりしなかった覚えがあるのです。このように書かれるとなぜ区別をと思うのですが。

○教育総務課長

そのように意見具申をしておりますので。

○委員長

よろしくお願いします。

それでは審議会の委員については、承認いたしますということでお願いしたいと思っております。もう既に報告してあるのですね。分かりました。

それでは続いて岩室小ふれあいキッズの実施についてお願いします。

○地域と学校ふれあい推進課長

地域と学校ふれあい推進課でございます。岩室小学校のふれあいキッズクラブの実施についてご報告申し上げます。12月の定例会で文部科学省、そして厚生労働省連携の下、総合的な放

課後児童対策を推進していく放課後子どもプランについてお話をさせていただきましたが、このたび岩室小学校で学童クラブのひまわりクラブと放課後子ども教室のふれあいスクールの一体的事業実施の運びとなりましたので、説明させていただきます。まず 11 ページをご覧ください。

体系図でございます。月曜日から金曜日までは1年生から6年生まで学級で「さようなら」を済ませましたら、受付をしてホリコシルームというところに入ります。16時半まではおやつなしで、ふれあいスクール機能が主になっていて、子どもたちは過ごします。でも様々なニーズに対応していくために、ひまわりクラブの機能も少しだけ残しておきます。16時半になりましたら、1年生から3年生までの親の就労のために家に帰っても一人になる子どもで登録をしてもらった子どもに対して、ひまわりクラブ機能で16時30分まで過ごします。土曜日と長期休業中は8時から18時半まで。登録した1年生から3年生までの子どもたちが今までと変わらない形でひまわりクラブ機能で行うこととなります。では10ページをご覧ください。

この一体化の名称を岩室小ふれあいキッズクラブ（仮称）としております。事業の開始は7月の中旬からと予定しております。対象は1年生から6年生までの全児童。利用条件は16時30分以降は保護者の就労等にかかる条件付の児童を受け入れるということになります。利用料は無料ですが、16時30分以降も残る児童は有料となりまして月6,900円になります。利用料の額については、今のところ市の市立の料金を予定しておりますけれども、今後も保護者や健康福祉部と協議を継続していきたいと思っております。開設日は月曜日から土曜日まで、土曜日はひまわり機能のみになります。また長期の休業中もひまわり機能のみで実施することになります。開設時間は放課後から16時30分、条件付児童は16時30分から18時30分。土曜日と長期休業中は条件付児童のみ8時から18時30分になります。実施場所ですけれども、16時半までは学校の体育館とホリコシルームを使用し、16時30分からはホリコシルームのみとなります。

このホリコシルームというものは、岩室の出身で篤志家で堀越三郎さんという方がいらっしゃるのですが、この方のご寄付で立てられたものでございます。1階はプレイルーム、2階は視聴覚室、鉄骨の2階建てになっておりまして、体育館に隣接して廊下でつながっています。

次に人員配置ですが、今までのひまわりの専任指導員がふれあいの運営主任をも兼ねて行います。そしてボランティアの方々と一緒に子どもたちを見ていくこととなります。

運営ですけれども、指定管理者と地域ボランティアが一緒になって運営するということとなります。7月中旬にスタートする予定でございます。ボランティアの確保、それから運営主任、兼務の指導員の専任、大変課題はおおございますが、岩室小学校をモデルとして実施して、検証していく予定でございます。また一体化はできませんが、連携のモデル校として南中野山小学校、坂井東小学校、黒崎南小学校の3小学校で実施してまいります。よろしくお願いいたします。

○委員長

いかがでしょうか。何かご質問等はないでしょうか。

○佐藤（健）委員

大体小学生の何%ぐらいひまわりクラブに通っていますか。

○地域と学校ふれあい推進課長

岩室小学校の場合は、まだPTAの総会でお話しさせていただいたばかりなのですが、今のところひまわりクラブの希望者が20名ほどいます。あとふれあいスクールの方は全児童、強制ではありませんので、今のところ大体新潟市の平均だと15%ぐらいの子どもがふれあいスクールに来ております。

○佐藤（健）委員

このふれあいスクールひまわりクラブに来ていれば、ある程度大人の目が届いているということなのですが、逆に、ここに来ない子どもたちがどういう環境の状態にあるのかということが、この地域の中で検証されているかどうかということが重要なことだと思うのです。この辺はどうなのでしょう。

○地域と学校ふれあい推進課長

これからまず出発してみて、どれぐらいの子どもたちが来るのかということで、これから検討していきたいと思っております。

○佐藤（健）委員

多分そういった情報、親御さんが見ていない、ひまわりクラブ、ふれあいスクールに行かない。ではその子どもたちは何をやっているのかというのは大切なことだと思います。指定管理者は民間業者ですか、それとも社会福祉協議会ですか。

○地域と学校ふれあい推進課長

社会福祉協議会になっております。

○佐藤（健）委員

これはマンパワーあるのでしょうか。

○地域と学校ふれあい推進課長

あります。

○佐藤（健）委員

少し組織がよく分かっていないのですけれども。

○田中委員

質問なのですが、16時30分以降は条件付の児童を受入と書いてあるのですが、条件というのはどのようなになっているので

○地域と学校ふれあい推進課長	<p>しょうか。</p> <p>今までのひまわりクラブと同じ条件で、両親共働きで、一応お家に帰っても一人でしかいることができないというお子さんに対してです。いろいろな特例もございますけれども、今のところはそのようになっています。</p>
○高山委員	<p>今までふれあいスクールで遊んでいた子どもたちが、30分繰り上げになるわけです。16時半までしか遊べなくなるわけです。それ以降だと有料にしますよということになるわけです。この30分はどうとらえますか。</p>
○地域と学校ふれあい推進課長	<p>今どこも冬場は大体4時半で終わっています。それで5時までやっているところも夏場はあるのですが、4時半で切り上げて、そしてお家に帰ってまた家庭学習をすとか、そういう時間に使っていけばいいのではないかと思っています。</p>
○高山委員	<p>一体型ですから、ひまわりクラブの子どもと一般の子どもと一緒に遊んでいるわけですね。4時半になると笛か何か鳴って、一般の方は帰りましょう、ひまわりクラブはホリコシルームへ集まりなさいという方法になるのでしょうか。</p>
○地域と学校ふれあい推進課長	<p>ホリコシルームと体育館を使って、一体型のキッズはやるわけなのですが、4時半になるとホリコシだけになって、体育館の方はもう閉めてしまいます。ホリコシの方に来る子どもと、あとは「さようなら」をする子どもということになりますので、その辺はひまわりの機能の方に残る子どもたちは、それなりの登録をしてある子どもたちですので、子どもたちはそこに行くということになります。</p>
○高山委員	<p>放課後、子どもたちを学校で守ろうということからすれば、ふれあいの方が多いわけでしょう。子どもたちを30分早く帰らせてしまうことになるわけで、若干矛盾が出てくるのです。その辺5時までということにはできないのかなという気がするのですが、どうですか。</p>
○地域と学校ふれあい推進課長	<p>今のところは全く机上のプランでございますので、今後、保護者のご意見を聞いたり、ボランティアの方たちのご意見を聞いたりしながら、子どもたちにとって何が一番いいのかということを考えていきたいと思っております。</p>
○委員長	<p>岩室小は、下校時間が5時までになっていたのですか。</p>
○地域と学校ふれあい推進課長	<p>岩室小学校の場合は、ひまわりクラブもふれあいスクールもまだ何もありません。</p>
○委員長	<p>何もない。そうすると子どもの下校時間は何時になるのですか。</p>

○地域と学校ふれあい推進課長	下校時間はスクールバスがあつたりして、遠いところの子どももいるので、それぞればらばらなのですが、下校時刻、子どもたち全部帰るのは4時半になっております。
○委員長	私の家の近くの学校も4時半ですが、5時までというのは非常に少ないのではないかと思います。時間的にも遅くなると。夏の場合は部活動との絡みがあつて、なかなか遅くまでやっているわけにはいかないみたいですが、その辺はまた岩室小とよく話し合つて決めていく必要があると思います。
○高山委員	そうするとふれあいスクールで5時までというところはあるのです。
○地域と学校ふれあい推進課長	ございます。
○高山委員	ありますよね。例えば南中野山だとか、黒崎南だとか、坂井東といった辺りはどうですか、5時までですか。
○地域と学校ふれあい推進課長	今、ここに出てきているところでは、南中野山小学校は4時45分までになっております。坂井東小学校は5時までです。黒崎南小学校も5時までです。
○小池委員	私が理解している範囲では、ふれあいスクールはかなりボランティアが自主的に話し合つて決めていらっしゃると思いますので、もしこういう連携事業が始まれば、その時点でまたボランティアの方たちやあるいは児童・生徒の保護者との話し合いで、いずれも判断に任せていくという形が一番いいことではないかと私は感じています。
	ひまわりクラブというものも全市的に展開されていて、こちらから社協の方で教育委員会とは別の組織の下にあるものがあつて、社協では指定管理者になって全市的に運営する形になるのです。そうするとそちらに入れる子どもというのは、それなりに条件があつて、その子どもしか入っていないですが、当然ひまわりクラブもある学校でふれあいスクールをやるとなると、何らかの形で連携がどうしても必要になって、それで最初からひまわりクラブの方はひまわりクラブ。
	ふれあいスクールの方はふれあいスクールということで、担当することになって別々になってしまうので、そのところを一体化して効率的にやっていくということは、私自身としては非常に連携の有効な方法ではないかと思っています。それから高山委員からふれあいスクールの方の機能がそのために落ちるのでは困るであろうという話がありましたけれども、全体と一緒に遊べるということは、それなりにプラスの方が多いと思ひ

ますので、終わる時間については、やはり生徒だけの立場からでも決められないことで、ボランティアあるいは地域の状況によって、学校なりの運営の仕方を決めていただいているのではないかと私は感じております。

○高山委員

要するにひまわりクラブは18時半が限度ということですね。我々は坂井東に見学に行きました。そうすると両方うまくやっていたよ。特に何をするのか決めていたのだらうと思えますけれども、特段問題がないと思ったのです。ですから、そういう意味で、そういういい例がありますので、それをひとつ参考にしていただければいいのではないのでしょうか。

○委員長

別の件ですが、ここで一番難しいことは人員配置、ふれあいスクールの場合は運営主任を誰にするのか、誰が引き受けてくれるのか。それとひまわりの専任指導員が兼務になっているのです。だからひまわりの専任指導員が兼務を認めれば、これは大変ありがたいです。実際一番統括する人が子ども全体の姿を見て、いろいろなことを決めていけると。しかし少し加重にならないかという気がするのですが、それも学校ごとにあるいはモデルケースでやってみて検討するわけですが、その大きさによって専任指導員というのは、付く人数が違うわけですね。運営主任は一人だろうけれども、ひまわりの方の専任指導員というのは、一人で何役か以上するのですか。

○地域と学校ふれあい推進課長

現在のところひまわりクラブは、大体専任指導員が2人名ずつ付いておまして、そして人数によって加配ということになりまして、3人いたり、4人いたりということになります。子どもたちの人数によりまして、このたびの一体的な事業においては、ボランティアで、やはり地域の方で子どもたちをよく知っている方もいますので、その方たちの支援を得ながら、子どもたちを見ていきたいと思っておりますので、それほど遊びの面では加重負担にはならないと思っております。

○委員長

いずれにしろ、ひまわりに行く人は、1、2、3年生は放課後になれば、そこへ行っている。あるいはふれあいスクールに行っていると。指導員は放課後になれば即勤めが始まると。最初のうちは運営主任としてふれあいスクールの様子を見ながらいろいろ運営をして、ボランティアの方にもお願いし、そして4時半以降は専任指導員に戻るという形ですね。加重になりそうな感じがするのですが、あまり不満は言っていないんです。

○地域と学校ふれあい推進課長

それでいいという専任指導員を今、探しているところがございます。

○委員長	なるほど。岩室はもう決まっているのですか。
○地域と学校ふれあい推進課長	まだです。
○委員長	なかったわけですからね。 ほかに何かありませんか。
○高山委員	今、ふれあいスクールをやっていますね。そのふれあいスクールはここに書いてあるのは週1日から3日と。今度一体型とか、連携型になると、月曜から金曜日まで5日間遊べるということでもいいわけですね。
○地域と学校ふれあい推進課長	そうです。岩室だけ。
○高山委員	連携のところはありますか。
○地域と学校ふれあい推進課長	連携のところ3校ありますけれども、その連携で今、本当に3日やっているのですが、それが4日できるかとか、ほかのところでもまたどんな連携で何ができるのかということも探っていくという連携のモデル校でございます。
○委員長	ご苦勞様ですが、よろしく願いいたします。 それでは続いて国による有形文化財（建造物）の登録について歴史文化課よろしく願いします。
○歴史文化課長	歴史文化課でございます。 国による有形文化財（建造物）の登録についてご報告申し上げます。資料12ページでございます。 これまで新潟市には新津記念館、北方文化博物館、旧第四銀行住吉町支店など24件85棟の国の登録有形文化財の建造物がございますが、このたび写真にございます江南区旧亀田町の石本家住宅と北区の内島見観音堂、仁王堂の2件が平成19年2月5日付で、文化庁の文化財登録原簿に登録されました。これによりまして、新潟市内に登録有形文化財が26件95棟ということになったものでございます。 石本家住宅につきましては、明治30年代以降の建築と推定されております。主屋、家財蔵等の8棟の建物が国の登録文化財となっております。主屋につきましては農家建築に、ところどころ洋風の意匠が施されておりまして、取り分け3階内部に障壁画が描かれた望楼が載っているというのが特徴的な近代和風の住宅でございます。 内島見の観音堂と仁王堂でございますが、観音堂は幕末の元治元年に再建されたお堂でございます。観音堂の南側の参道にございます仁王堂は、明治34年に建立されたものでございませ

て、仁王像一対が安置されております。けやきの大木に囲まれた境内が歴史を感じさせる落ち着いた景観をなしているところでございます。

以上、簡単でございますが報告させていただきました。

○委員長

江南区の石本家住宅、それから北区の内島見観音堂、仁王堂が登録されるということですがいかがでしょうか。ご質問ございますか。

○高山委員

江南区の元の町名で言うところでしょうか。

○歴史文化課長

亀田町東本町。

○高山委員

今、人は住んでいらっしゃるのですか。

○歴史文化課長

今はお住まいでございません。石本さんは旧市内の方に住んでおられまして、土日になられると風を入られに帰られるということでございます。

○委員長

東本町というのは街中ですか。

○歴史文化課長

本当に街中で、ちょうど亀田の郷土資料館がございますし、それから小学校もございますが、そのすぐ近くでございます。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは教科用図書選定委員会委員の委嘱についての案ですが、非公開案件ですので、以上で報告を一旦終わりたいと思います。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

6月定例会は、6月9日（月）午後3時から、7月定例会は7月22日（火）午前9時30分からでお願いしたい。

○全委員

全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

○委員長

午後4時20分、閉会を宣言する。

○委員長

新潟市教科用図書選定委員会委員の委嘱についてお願いします。

○学校支援課長

配布資料（平成21年度使用教科用図書選定委員名簿）について説明

○高山委員

前回とどなたか代わられましたか。

○学校支援課長

新潟大学・校長会・各教科など結構かわっていると思います。

(非公開部分)

(議案第11号 職員の人事について審議し、可決する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員